

宮城県立精神医療センター

医療情報システム用パーソナルコンピュータ等

## 賃貸借仕様書

宮城県立精神医療センター

## 1 概要

本仕様書は、宮城県立精神医療センター医療情報システムに接続して使用するパーソナルコンピュータ等（以下、「医療情報システム用パソコン等」という。）の賃貸借、それらの保守業務及び賃貸借契約終了後の機器の撤去等に関して定めるものである。

## 2 履行・納入場所

宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）

## 3 納期

令和4年1月31日

## 4 賃貸借期間及び保守期間

令和4年2月1日から令和9年1月31日まで

## 5 賃貸借物品の規格・数量

・機器の機能については別紙「詳細仕様書」のとおり

品目	台数
ノート型パソコン	87台
デスクトップ型パソコン ※うち35台は外付けDVDROMドライブを含む	60台
デスクトップ型パソコン用 モニター23.8インチワイド サイズ	60台
プリンター（A4モノクロ）※うち予備機18台	55台
A4モノクロプリンター用増設トレイ	35式
プリンター（A3カラー）※うち予備機3台	6台
プリンター（A3モノクロ）※うち予備機1台	2台
Microsoft Excel volume Lic	33式
医用辞書ソフト	147式

## 6 医療情報システム導入業者との調整

本調達に係る機器は、下記業者（以下、「システム導入業者」という。）が導入した医療情報システムに使用するものであることから、機器の納入等については、発注者の指示によりシステム導入業者とも調整を行うこと。

システム導入業者：JBCC株式会社 東北支店

（所在地 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル10階）

## 7 納入条件等

ア 基本要件

- ・ ノート型及びデスクトップ型パソコン（以下、クライアントパソコンという。）は、病院の医療情報システムが問題なく動作する性能等を有すること。
- ・ 「6 貸借物品の規格・数量」に記載の台数を準備すること。
- ・ クライアントパソコンは、医療情報システムや部門システムが複数相乗りでの使用が可能であること。
- ・ ノート型パソコンは、無線及び有線での利用を選択できること。

#### イ 初期設定等

- ・ OS等の初期セットアップが完了していること。
- ・ 識別コード（クライアント名称），固定TCP/IP及びプロキシサーバー等のTCP/IPが設定され，イーサネットに接続するだけで院内ネットワークが利用できる状況であること。また，クライアントのユーザー権限が宮城県の指定するレベルに準じて制限されていること（制限レベルは契約締結後に打ち合わせする）。なお，現在のTCP/IP等は契約締結後に発注者が提示する。
- ・ クライアントパソコンのセキュリティーは，発注者が示すセキュリティー・ポリシーに従い設定すること。なお，セキュリティー・ポリシーは，契約締結後に発注者が提示する。
- ・ 論理パーティション設定については，導入時に発注者及びシステム導入業者と協議すること。
- ・ 大容量ストレージ，DVD等外部メディアの制御については当院が保有する資産管理ソフト（SkySea）にて制御できるよう端末にインストールし設定すること。
- ・ 今回納入するプリンターは，ドライバー及びTCP/IPポートが設定されており，イーサネット接続するだけでネットワークプリンターとして利用できること。
- ・ A4モノクロプリンターについては，給紙トレイごとにドライバーを設定し，指定した用紙が同一サイズであっても用途に応じて用紙を選択し印刷できること。
- ・ ノート型パソコンについては原則として無線LANを使用するため，現在のワイヤレス環境及びアクセスポイント設置場所を把握し，発注者が示すセキュリティー・ポリシーに従いSSID，パスワード等の設定をすること。なお，セキュリティー・ポリシーは，契約締結後に発注者が提示する。
- ・ 別紙「システム端末配置表」に示すクライアントパソコンについては，医療情報システムのインストール及びデータベースサーバーとの接続・設定がされていること。なお，インストール・設定するシステムは以下のとおりとする。インストール端末は契約締結後，発注者が提示するIP及びシステム一覧をもとに協議の上決定すること。

#### (対象システム)

※下記システムは病院が保有するライセンスを利用し、各端末にインストール及び設定を行うこと。設定台数については別紙端末一覧を参照すること

- ・ 亀田医療情報株式会社製 電子カルテシステム「プシュケ」
- ・ ソフトマックス株式会社製 医事会計システム「PlusUsV10」
- ・ 株式会社 NHCS 製 精神科訪問看護支援システム「HomeBank」
- ・ 株式会社 NHCS 製 精神科訪問看護支援システム「HomeBankST」
- ・ 株式会社 NHCS 製 相談情報管理システム「CaseBank」
- ・ 株式会社医用工学研究所製 「CLISTA！」
- ・ 富士フイルム株式会社製 「Yahgee」
- ・ 株式会社エスエフシー新潟製 「看護勤務表作成システム」
- ・ 株式会社 BSN アイネット製 インシデントシステム（ショートカットのみ）
- ・ メディカルクリエイイト社製 放射線情報管理システム
- ・ 電子カルテ処方注射未取り込みモニタシステム

#### (その他ソフトウェア)

※下記ソフトウェアは病院が保有するライセンスを利用し、各端末にインストール及び設定を行うこと。なお、設定台数については別紙端末一覧を参照すること

- ・ キヤノン IT ソリューションズ株式会社製 ウイルス対策ソフト（ESET NOD32）
- ・ 医療用辞書（ローミング機能あり）
- ・ 資産管理ソフト スカイ株式会社 「SkySea」
- ・ Microsoft Excel（本件調達分を含む）
- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft VISIO
- ・ Microsoft Access

#### (その他作業)

- ・ 端末名の設定
- ・ 各種プリンター設定
- ・ ネットワーク設定
- ・ Windows 標準の不要なアプリケーションの削除（内容は契約後に発注者と協議の上決定すること）
- ・ ドキュメント管理システム設定（3台）
- ・ 薬剤未取り込みモニター設定（3台）

#### ウ 機器の納入と設置

- ・ 機器の設置場所は、別紙端末一覧表のとおりであるが、設置場所が変更となった場合は、発注者が指定した場所へ設置すること。
- ・ 納入の日程については、発注者及びシステム導入業者と調整の上、病院診療業務の妨げとならないよう十分に配慮すること。
- ・ 導入作業中に発生した障害に対しては速やかに対応し、導入作業全体に遅滞が発生しないようにすること。
- ・ 原則、全ての賃貸借物品に、落札者名及び識別コード（ユーザー名称等）を記載したシールを確認しやすい位置に貼付すること。
- ・ 端末の設置については、現在と同一のコンピューター名、同一の固定TCP/IP及びプロキシサーバー等のTCP/IPを設定した新端末と、現在配置されている端末を置き換えること。
- ・ 設置上必要となる電源配線、ネットワーク等配線部材は既存のものを利用すること。
- ・ 梱包材等は落札者の責任で処分すること。
- ・ 現在配置されている端末は、発注者が指定した院内の場所へ移動すること。
- ・ 端末等の開梱及び設定作業場所は院外で行い、作業場所は落札者が確保すること。
- ・ プリンターのうち予備機として納入する物については病院の指定する場所へ梱包のまま納品すること

#### エ 動作確認

##### (1) 電子カルテシステムの動作確認テスト

- ・ 導入されているすべての医療情報システムの動作確認及び各部門システムと連携テストを行うこと（端末更新前と同様の環境及び操作を実現すること）。

##### (2) 動作確認作業に関する要件

- ・ 今回納入した全ての医療情報システム端末及び周辺機器について動作確認を行うこと。

## 8 導入計画

落札者は契約締結後、全ての賃借物品について、納入条件等を満たすよう確実に納品するための導入計画書を、発注者及びシステム導入業者と協議の上作成し、提出すること。導入計画書には、以下の内容を明記すること。

##### (1) 落札から納品までの作業内容及び日程

##### (2) 発注者に要望すべき作業項目、作業工数及び開始時期と期間

- ##### (3) その他、上記以外の項目であっても、導入にあたり特に注意を有する事項がある場合は、必ず明記すること。

## 9 検収

賃貸借物品の搬入据付調整後に、発注者及びシステム導入業者立会いの下、検査を実施し、合格をもって検収とする。

## 10 保証

賃貸借物品の保証期間は、賃貸借物品製造者が提供する保証書に記載された期間とし、この期間中に発生した故障で、落札者の業務上の不備によると認められる故障及び発注者の過失によらない故障は、速やかに無償で修復すること。

なお、落札者の業務上の不備と認められる故障は、当該保証期間終了後も無償で修復を行うこと。その他、製造者の保証する機器・製品等は、その製造者の保証する期間は無償で修復を行うこと。

## 11 保守

賃貸借物品の保守期間は令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年間とし、賃貸借物品の性能・機能を保持するよう必要の都度点検を実施し、その機能の保全を図ること。保守要件は以下のとおりとする

- ・デスクトップパソコン（モニター除く） 5年間 翌営業日オンサイト保守
- ・ノートパソコン 5年間 センドバック保守

保守及び修理等は、下記業者（以下、「システム保守業者」という。）が行っているため、発注者の指示によりシステム保守業者とも調整を行うこと。

○システム保守業者：J B C C株式会社 東北支店

（仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル10階）

- (1) デスクトップパソコン（モニター除く）及びノートパソコンに障害が発生し、発注者又はシステム保守業者から障害回復の要請を受けた場合は、連絡を受けた翌日（土日祝祭日は除く。）までに現地に赴き、修復を行うこと。
- (2) 落札者は（1）に関して、講じた対策、修理所見等をその都度報告し、確認を受けること。
- (3) デスクトップパソコン（モニター除く）及びノートパソコンの保守については、発注者の重大な過失による故障を除き、すべて保守の対象とし、これに係る費用は全て契約金額に含むものとする。ただし、以下の事項は除外とする。
  - イ 保守対象機器の改造
  - ロ 発注者の責めに帰すべき事由による故障の修理
  - ハ 天災、事変、疫病、その他不可抗力、両者いずれの責めにしがたい事由による故障の修理

#### (4) 保守業務の一部再委託の特例

落札者が周辺機器のメーカー等に保守業務を一部再委託することを認めるが、その場合、次の書面を提出すること。

- イ 落札者と落札者が保守業務の一部再委託を依頼する業者間の再委託契約書又は再委託関係を証明する書面の写し
- ロ 落札者が保守業務の一部再委託を依頼する業者の法人名、住所、電話番号及び担当部門等の連絡先を記載した書面

### 12 納入機器の撤去

落札者は、契約期間満了後、返却又は再賃貸借の契約を行うものとする。

返却の際、回収・解体・廃棄及びデータの削除に係る全ての費用は、契約金額を含むものとする。

なお、データの消去方法は物理的な破壊又は米国家安全保障局（NSA）推奨方式以上のセキュリティーレベルでのデータの削除とすること。

### 13 機密保持

- (1) 落札者は、いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して、第三者に開示又は漏洩しないこと。  
また、そのために必要な措置を講ずること。

なお、契約期間終了後に関係する情報は全て廃棄すること。

- (2) 落札者は、本改修に携わる全ての作業員に対して、次に記載するポリシーを理解及び遵守させ、行動するように管理すること。
- ・ 作業中に知り得た医療情報システム等に係るセキュリティー情報（システム設定、ネットワーク設定、利用者情報等に関するもののデータ及び印刷情報、口頭伝達情報を含む。）については、機密事項とする。
  - ・ 先に記載のセキュリティー情報を不正に使用することを禁じる。
  - ・ 作業中に知り得たプライバシー情報（職員に関するもののデータ及び印刷情報、口頭伝達情報を含む。）については、守秘事項とする。
  - ・ 特別に許可した場合を除き、本作業にて知りうる全情報を指定する作業場所以外に持ち出すことを禁じる。
- (3) (1) , (2) は、本契約が終了した後も、有効とする。

### 14 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。